

# KAWADEN

配電制御システムのリーディングカンパニー

## 第105回 定時株主総会

# 招集ご通知

開催  
日時

2026年6月26日（金曜日）午後1時40分  
受付開始：午後0時30分

開催  
場所

山形県南陽市小岩沢225番地 当社本社

決議  
事項

第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 補欠監査役1名選任の件

### 株主総会当日のお土産について

ご出席くださる株主様と、ご出席が難しい株主様の公平性を勘案し、株主総会当日におけるお土産の配布を取り止めることにいたしました。

何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

証券コード：6648



株式会社 **かわでん**

株主各位

証券コード 6648  
(発信日)2026年6月10日  
(電子提供措置の開始日 2026年6月4日)

山形県南陽市小岩沢225番地

株式会社 **かわでん**

代表取締役社長 小川 善之

## 第105回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第105回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.kawaden.co.jp/contents01/ir/>



電子提供措置事項は、インターネット上の当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、「銘柄名（会社名）」に「かわでん」又は「コード」に当社証券コード「6648」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット又は書面によって議決権を行使することができます。お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月25日（木曜日）午後5時30分までに行使いただきますようお願い申し上げます。

議決権の行使方法については、後述の「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。

敬 具

記

<b>1 日 時</b>	2026年6月26日（金曜日）午後1時40分（受付開始：午後0時30分）
<b>2 場 所</b>	山形県南陽市小岩沢225番地 当社本社 （末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
<b>3 目的事項</b>	<b>報告事項</b> 第105期（2025年4月1日から2026年3月31日まで） 事業報告及び計算書類報告の件  <b>決議事項</b> 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 補欠監査役1名選任の件
<b>4 招集にあたっての 決定事項（議決権 行使についてのご 案内）</b>	書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、各議案につき賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして、お取り扱いいたします。

以 上

本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面を株主の皆様にお送りしております。（但し、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条第2項の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。）

①事業報告の「業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要」及び「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」

②計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「重要な会計方針及びその他の注記」




なお、これらの事項は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した事業報告、計算書類に含まれております。

◎当日のご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

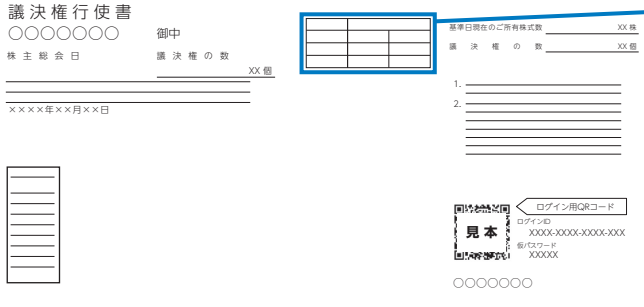
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。  
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p><b>株主総会にご出席される場合</b></p> <p>議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>日 時</p> <hr/> <p><b>2026年6月26日（金曜日）</b> <b>午後1時40分</b> (受付開始:午後0時30分)</p>	 <p><b>書面（郵送）で議決権を行使される場合</b></p> <p>議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。</p> <p>行使期限</p> <hr/> <p><b>2026年6月25日（木曜日）</b> <b>午後5時30分到着分まで</b></p>	 <p><b>インターネットで議決権を行使される場合</b></p> <p>次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <hr/> <p><b>2026年6月25日（木曜日）</b> <b>午後5時30分入力完了分まで</b></p>
--	--	---

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

 <p>議決権行使書 ○○○○○○○ 御中 株主総会日 議決権の数 XX股 ××××年××月××日</p> <p>1. _____ 2. _____ _____</p> <p>見本 ログイン用QRコード ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXXX パスワード XXXXXX ○○○○○○○</p>	<p>→ <b>こちらに議案の賛否をご記入ください。</b></p> <p><b>第1、2号議案</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 賛成の場合 &gt;&gt; <b>「賛」</b> の欄に○印</li> <li>● 反対する場合 &gt;&gt; <b>「否」</b> の欄に○印</li> </ul>
---	--

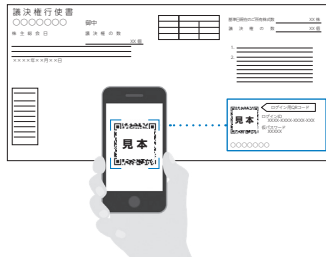
※議決権行使書用紙はイメージです。  
書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

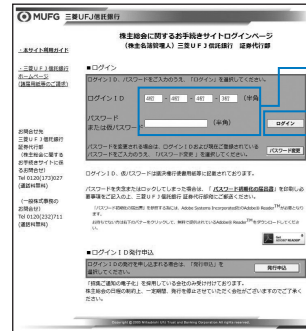
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

当社は、株主への利益還元を重要な経営課題の一つに掲げており、将来の事業展開と経営体質の強化のための内部留保を考慮し、かつ安定的な配当を行うことを目標としたうえで、利益に応じた配当を実施していくことを基本方針としつつ、2025年度を初年度とする中期経営計画においては、配当性向35%以上を目指しております。

上記基本方針に基づき、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしました結果、第105期の期末配当につきましては、普通配当1株当たり36円とさせていただきたいと存じます。これにより、中間配当金と合わせた年間配当金は、1株当たり65円となります。

(注) 当社は2026年1月1日付で1株を5株に分割する株式分割を実施いたしました。

これに伴い、それ以前の配当についても株式分割後の基準で表示しています。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき金 <b>36円</b> 総額 <b>576,559,080円</b>
剰余金の配当が効力を生じる日	2026年6月29日

## 第2号議案

# 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。多田 光宏氏は常勤監査役の補欠監査役候補者であります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

補欠監査役 候補者

ただ みつひろ  
多田 光宏

生年月日

1968年12月24日

所有する当社の株式数

2,500株

### 略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

1999年2月 当社入社  
2017年4月 当社営業本部関東支社長  
2021年4月 当社営業本部業務管理部長  
2026年4月 当社製造本部設計部 部長（現任）

### 補欠監査役候補者とした理由

当社主要部門の要職を歴任し、幅広い知見を有しており、当社の業務執行に対する適切な監査を行うことができると判断し、補欠の監査役として選任をお願いするものです。

- (注) 1. 候補者と会社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、被保険者が負担することになる損害及び費用を当該保険契約により填補することとしております。候補者が監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。  
なお、当該保険契約について、保険料は当社が全額負担のうえ、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 本定時株主総会時点の当社取締役・監査役のスキル・マトリックス

氏名	当社における 現在の地位	経営	営業・ マーケ ーテ ィン グ	製造・ 技術	サステナビ リティ推 進・DX 推進	財務・ 会計・フ ァイ ナ ン ス	法務・ リスクマ ネ ジ メ ン ト	人事・ 人材開 発
相澤 利雄	代表取締役会長	○	○	○			○	
小川 善之	代表取締役社長 社長執行役員	○	○	○			○	
神保 能郎	取締役 専務執行役員	○		○	○	○	○	○
田代 正	取締役 専務執行役員	○		○			○	
坂本 宏幸	取締役 専務執行役員	○	○					
山下 孝司	取締役 常務執行役員	○			○	○	○	
石田 徹	取締役	○	○			○		○
堀内 晃	取締役	○		○	○			
菅野 雅貴	取締役						○	
長沼 正光	常勤監査役	○		○		○	○	
加藤 英樹	監査役					○		
木南 麻浦	監査役						○	

上記一覧表は、取締役・監査役の有する全ての知見・経験を表すものではなく、取締役・監査役の経験等をふまえて、特に専門性を発揮することが期待される分野を記載しております。

以上

## 1 株式会社の現況に関する事項

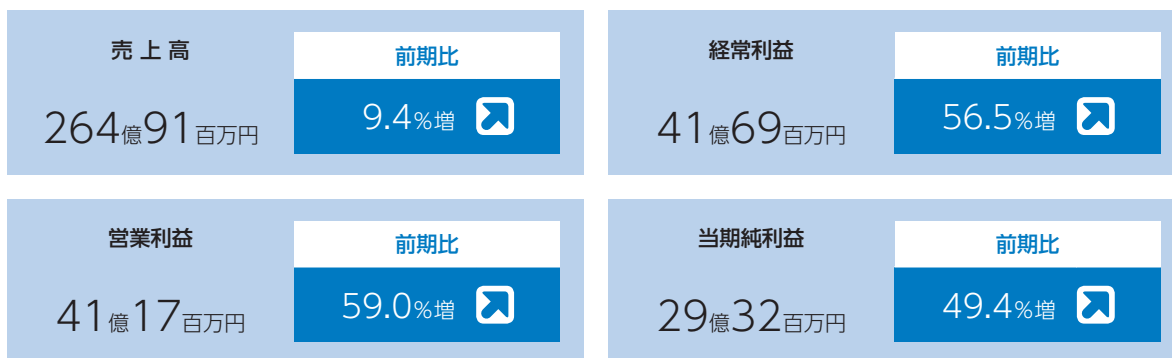
### (1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善等を背景に、緩やかな回復基調で推移いたしました。

当社を取り巻く事業環境につきましても、民間設備投資が堅調に推移する中で、市場環境は底堅く推移いたしました。一方、中東情勢をはじめとする地政学的リスクの長期化により、資源・エネルギー価格の上昇や部材調達面での制約が懸念されるなど、先行きは不確実性が高く、引き続き注視が必要な状況にあります。

このような状況のもと、当社は都市部の再開発案件に加え、工場関連の設備投資・更新需要等を背景とした案件を取り込み、売上高は26,491百万円（前期比9.4%増）となりました。

利益につきましては、堅調な市場環境を背景に、大型案件への対応力や仕様変更への柔軟な対応といった当社の強みを活かし、案件別の採算管理の徹底及び原価低減に努めた結果、営業利益は4,117百万円（前期比59.0%増）、経常利益は4,169百万円（前期比56.5%増）、当期純利益は2,932百万円（前期比49.4%増）となりました。



## **(2) 資金調達の様況**

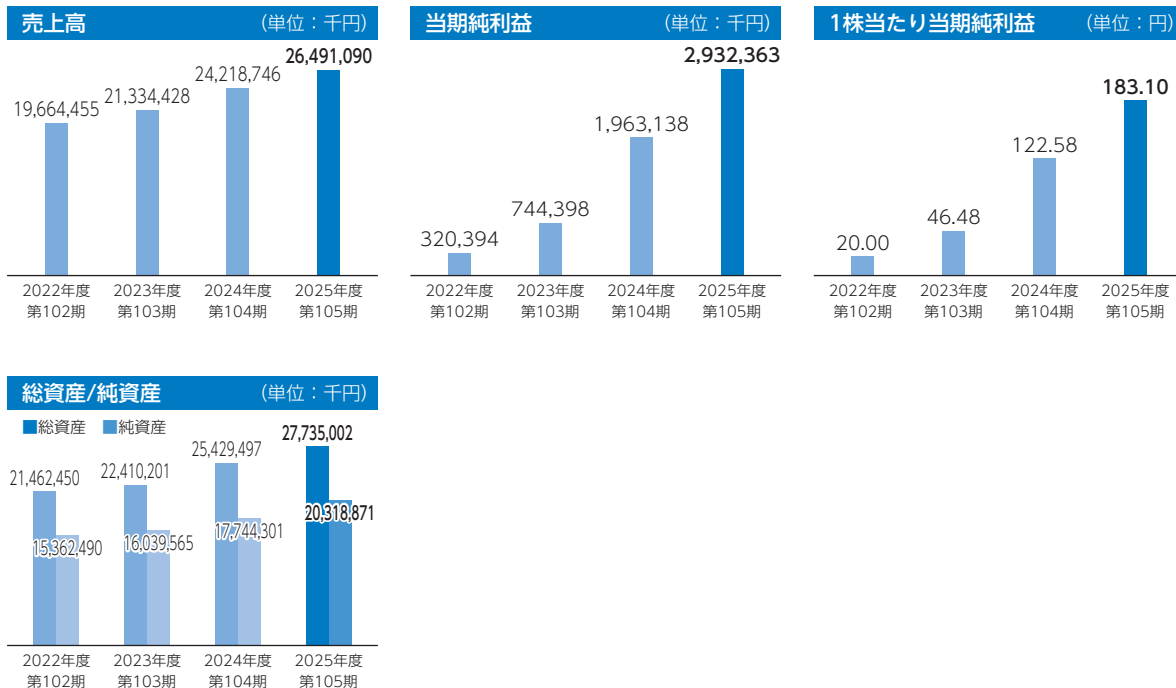
記載すべき事項はありません。

## **(3) 設備投資の様況**

当事業年度における設備投資額は、879百万円であります。

主な内容は、山形工場及び九州工場における設備の更新などによる増加であります。

#### (4) 直前三事業年度の財産及び損益の状況



		2022年度 第102期	2023年度 第103期	2024年度 第104期	2025年度 第105期 (当事業年度)
売上高	(千円)	19,664,455	21,334,428	24,218,746	26,491,090
当期純利益	(千円)	320,394	744,398	1,963,138	2,932,363
1株当たり当期純利益	(円)	20.00	46.48	122.58	183.10
総資産	(千円)	21,462,450	22,410,201	25,429,497	27,735,002
純資産	(千円)	15,362,490	16,039,565	17,744,301	20,318,871

(注) 当社は、2026年1月1日時点で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。2022年度(第102期)の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」を算定しております。

## (5) 対処すべき課題

当社を取り巻く事業環境は、経済活動全般としては回復基調で推移しております。

しかしながら、物価上昇や金融政策の転換、地政学的リスクなど経済環境は依然として不透明な状況が継続することが予測され予断を許しません。

このような状況のもと、当社は昨年策定した中期経営計画の達成に向け、全社一丸となって以下の施策に取り組んでまいります。

### 中期的な会社の経営戦略及び対処すべき課題

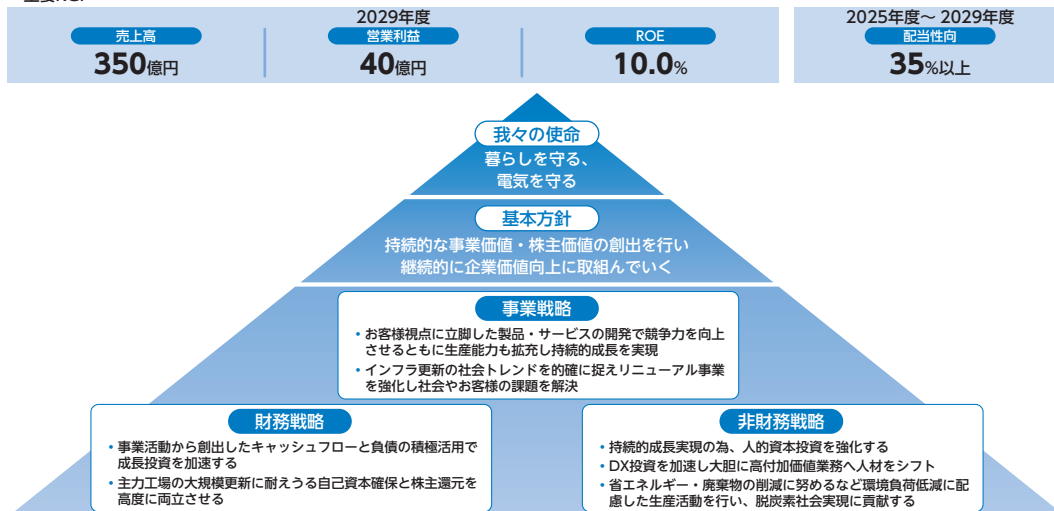
#### 1. 経営の基本方針

当社では、自社が果たすべき使命を「暮らしを守る、電気を守る」と捉えておりますが、この先も将来にわたり「暮らしを守る、電気を守る」という使命を果たしていく為には、デジタル化の進展や生産年齢人口の減少という時代の潮流変化を正しく理解する必要があると認識しています。「電気が人々を安全に照らし、人々が快適で安心な暮らしを送れる」理想の社会の実現の為に、当社自体、大きな変革を遂げるとともに、更に一層の努力で最高品質の製品・サービスを提供できる様、体制整備と人材育成を進め、全社一丸でお客様とその先にある皆様の暮らしを支えられる企業へ成長を遂げていく必要があります。その実現の為、当社では「持続的な事業価値・株主価値の創出と継続的な企業価値向上を意識し事業活動を展開していく」事を経営の基本方針と定め、事業展開を行っております。

#### 2. 中長期的な会社の経営戦略

当社は上記「経営の基本方針」に基づき、2030年3月期を最終年度とする5か年の中期経営計画を2025年4月から実行しています。この計画では事業戦略を中心に価値創出の具体策を実行するとともに、それを支える財務戦略・非財務戦略も歩調をあわせ推進することで事業価値・株主価値・企業価値を一体的に高めていきます。

##### ・主要KGI



## 【事業戦略】

### ①製品競争力の強化

カスタム型配電制御設備専門メーカーとしての地位を一層強固なものにするため、今迄同様、製品の品質向上や納期遵守への取り組みを推し進めるのに加え、今後は更にお客様視点に立脚した製品・サービスの開発に注力する事で競争力を強化して参ります。特に、再開発事業やデータセンター等の建設案件が増加する一方、就労人口が減少するといった潮流変化の中、納品先でお客様が簡単に施工できる製品や、部品交換の為の停電時間が極小化された製品への需要が高まりつつあります。それらのお客様の課題解決に資する製品を開発することで競争力を強化させて参ります。また、新工場建設による生産能力拡充策も推し進め、持続的成長を確実なものとしていきます。

### ②リニューアル事業の強化を起点とした製品ライフサイクル管理強化

当社では、従前よりリニューアル事業の強化を課題と捉えておりましたが、同事業を拡大するに足る人材の確保が困難で大きく成長させるに至っておりません。しかし、就業者数の長期減少やインフラ更新の社会トレンドを踏まえると、同事業の強化は社会的な要請でもあると認識しております。そこで、当社は、全社的な業務改革を推し進め、社内で新たに人的リソースを捻出するとともに、新技術や他社提携を含むビジネスモデル全般の見直しも進め、中長期的に製品ライフサイクル全般で価値提供を図るビジネスモデルへ転換を図って参ります。

### ③標準化とモジュール化の推進

当社は、お客様のカスタムニーズへ柔軟に対応する事を強みとしておりますが、お客様のカスタムニーズに対して都度設計を行っているため、オペレーションの効率化や部品点数の絞り込みに改善の余地がある状況です。その為、お客様のカスタムニーズへの対応の柔軟性は損なう事なく、製品構造のモジュール化を進める事で、お客様満足と当社の採算確保を両立させる取組みを推進して参ります。

### ④コストマネジメント高度化

当社は製品バリエーションが多岐にわたる為、原価管理の精度に改善の余地があります。特に近年の物価上昇の流れの中では、より厳格なコストマネジメントが必要だと認識しております。生産工程別、案件別の原価管理を高度化するとともに操業度の波を全社的な取組みにより抑制し一層の体質強化を実現して参ります。

### ⑤新工場投資

既存施設・設備の更新投資による品質維持・向上に加え、山形県上山市に新工場用地を取得し、2029年前半の竣工を目指して新工場建設に取り組んで参ります。新工場の計画詳細確定は今後となりますが、現時点では「山形工場の機能を継承する工場」「標準化施策・自動化・省人化投資等を連動させ生産効率と生産力向上を両立さ

せる」 「カーボンニュートラルを実現し環境に配慮した生産活動を実践させる」等を新工場のコ​​ンセプトとして想定しております。

## 【財務戦略】

新工場投資に際しては、手元資金や営業キャッシュフローの活用のみならず、当社の財務リスクが極端に高まらない水準まで負債を積極活用する事を想定しており、成長投資と株主還元を両立させて参ります。また、当事業年度末において当社の自己株式残高は1,862百万円（4,944,470株）であり、発行済株式総数の23.59%を所有しております。当該自己株式は、資本政策の柔軟性・機動性を確保するため取得しておりますが、自己株式の処分につきましては今後の対処すべき課題の一つと認識しております。

## 【非財務戦略】

### 人的資本投資の強化

当社経営理念に掲げる「人間尊重」の精神のもと、人事諸制度のアップデートを進める等、人的資本投資を強化して参ります。具体的な取組みとしては下表に記載の事項を想定しています。

 <b>人事制度・人材育成制度の見直し</b>	 <b>経営計画の自分事化の推進と譲渡制限付株式報酬による従業員の感応度向上</b>
 <b>リスキル支援と全社横断での人材再配置</b>	 <b>全社戦略への貢献と人事評価をリンクさせ従業員の行動変容、カルチャーを変革（挑戦する文化へ）</b>
 <b>資格取得支援の充実</b>	 <b>定期的なエンゲージメントサーベイを起点にエンゲージメント向上施策のPDCAを展開</b>
 <b>階層別研修の推進とサクセッションプランを起点とした幹部人材の育成</b>	 <b>離職者率低減の為の要因分析とリテンション施策の実施</b>
 <b>人材ポートフォリオの整備と戦略的な採用の実施</b>	

**(6) 主要な事業内容** (2026年3月31日現在)

ビル及び工場、産業施設、大型マンション向けの高低圧配電盤、制御盤、分電盤などの配電制御設備の製造・販売を行っております。

**(7) 主要な営業所及び工場** (2026年3月31日現在)

本社・山形工場（本店）	山形県南陽市小岩沢225番地
東京本社	東京都港区港南三丁目8番1号 5階
九州工場	佐賀県佐賀市大和町大字川上4583番地1
首都圏支社 エンジニアリング部	東京都港区港南三丁目8番1号 5階
関西・中部支社	大阪府大阪市淀川区西中島一丁目11番16号 新大阪C S Pビル本館4階
その他の支社	東北支社（仙台市） 関東支社（さいたま市） 西日本支社（福岡市）

**(8) 従業員の状況** (2026年3月31日現在)

従業員数 (人)	前期末比増減 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
860	31	40.5	16.6

(注) 従業員数には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

**(9) 主要な借入先の状況** (2026年3月31日現在)

借入先	借入金残高 (千円)
株式会社みずほ銀行	250,000
株式会社三井住友銀行	250,000
株式会社三菱UFJ銀行	250,000
株式会社りそな銀行	100,000
三井住友信託銀行株式会社	58,500
株式会社山形銀行	58,335
株式会社七十七銀行	25,300
株式会社荘内銀行	12,497
計	1,004,632

## 2 株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 (普通株式) 72,000,000株  
(2) 発行済株式の総数 (普通株式) 16,015,530株  
(自己株式4,944,470株を除く)  
(3) 株主数 3,350名  
(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
融和実業株式会社	1,713,900	10.70
富士化学塗料株式会社	1,585,000	9.90
佐藤商事株式会社	575,000	3.59
株式会社立花エレテック	542,500	3.38
株式会社きんでん	500,000	3.12
株式会社関電工	500,000	3.12
かわでん従業員持株会	398,800	2.49
セントラル短資株式会社	350,000	2.18
新海 秀治	313,200	1.95
株式会社都市管財センター	302,500	1.88

- (注) 1. 当社は、2026年1月1日付で1株を5株に分割する株式分割を実施しました。これに伴い、発行可能株式総数は72,000,000株に、発行済株式の総数は16,015,530株にそれぞれ増加しております。  
2. 当社は、自己株式を4,944,470株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### 3 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役に関する事項 (2026年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	相澤 利雄	
代表取締役社長	小川 善之	
取締役	神保 能郎	経営管理本部長
取締役	田代 正	製造本部長
取締役	山下 孝司	経営企画室長
取締役	坂本 宏幸	営業本部長
取締役	石田 徹	株式会社アイ・アール・ディレクションズ 代表取締役社長 株式会社ハイデイ日高 社外取締役
取締役	堀内 晃	日本冶金工業株式会社 顧問
取締役	菅野 雅貴	菊地綜合法律事務所 パートナー弁護士
常勤監査役	長沼 正光	
監査役	加藤 英樹	税理士法人おおぞら総合会計事務所 代表 公認会計士・税理士 米沢商工会議所 会頭
監査役	木南 麻浦	きなみ法律事務所 代表 弁護士 株式会社ノエビアホールディングス 社外取締役 ソースネクスト株式会社 社外監査役 株式会社アグリメディア 社外監査役 株式会社ポピーズ 社外取締役(監査等委員)

- (注) 1. 取締役の石田 徹氏、堀内 晃氏、菅野 雅貴氏は社外取締役であります。なお、当社は石田 徹氏、堀内 晃氏、菅野 雅貴氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役に加藤 英樹氏、木南 麻浦氏は社外監査役であります。なお、当社は加藤 英樹氏、木南 麻浦氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、また、能力主義に基づく積極的な人材の登用のため、執行役員制度を導入しております。執行役員は20名であります。
4. 監査役に加藤 英樹氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年1月13日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容の決定方法及び決定された内容が取締役会で決議された決定方針と整合しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

・当社の取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において決定し、月例の固定報酬である基本報酬と各事業年度の業績に連動した業績連動報酬（賞与）により構成されております。取締役会の決議により委任を受けた代表取締役が、基本報酬については各取締役の役位及び職責に応じ、また業績連動報酬（賞与）については各取締役（社外取締役を除く）の業績への貢献度等を総合的に勘案し、それぞれ決定しております。その際、固定報酬と業績連動報酬との配分については、企業価値の持続的な向上に寄与するために最も適切な支給割合とする方針をもとに決定しております。

また、監査役の報酬については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、監査役の協議により決定しております。

### ② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等 (賞与)	その他報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	195,050 (40,200)	119,100 (21,600)	60,950 (3,600)	15,000 (15,000)	15 (6)
監査役 (うち社外監査役)	34,250 (16,800)	25,200 (14,400)	9,050 (2,400)	－ (－)	3 (2)
合計 (うち社外役員)	229,300 (57,000)	144,300 (36,000)	70,000 (6,000)	15,000 (15,000)	18 (8)

(注) 1. 上表には、2025年6月26日開催の第104回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役6名(うち社外取締役は3名)を含んでおりません。

2. 株主総会決議に基づく取締役の報酬限度額（年額）は、2007年6月28日開催の第86回定時株主総会において240,000千円と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名（うち社外取締役は0名）です。

3. 株主総会決議に基づく監査役報酬限度額（年額）は、2007年6月28日開催の第86回定時株主総会において72,000千円と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名（うち社外監査役は2名）です。

4. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

5. 「その他報酬等」は、第104回定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役3名に対し、役員退職慰労金支給規程に基づき、在任期間中の功績に報いるために支給した特別功労金の額であります。

### ③ 当事業年度において支払った役員退職慰労金

2025年6月26日開催の第104回定時株主総会決議に基づき、2025年6月26日をもって任期満了により退任した取締役に対し支払った役員退職慰労金は以下のとおりであります。

- ・取締役6名（うち社外取締役は3名）に対し115,406千円

### ④ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2025年6月26日開催の取締役会にて、取締役の個人別の報酬額の具体的な内容の決定について、代表取締役会長及び代表取締役社長に委任する旨を決議したうえで、その決議に基づき、代表取締役会長 相澤 利雄と代表取締役社長 小川 善之は、取締役経営管理本部長との協議を経て決定しております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び業績連動報酬（賞与）の評価配分であります。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を勘案しつつ各担当取締役の担当業務の評価を行うには代表取締役が最も適していると判断したためであります。

当社取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬額が、代表取締役への委任手続きを経て決定されていることから、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

## (3) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役 石田 徹氏は株式会社アイ・アール・ディレクションズの代表取締役社長及び株式会社ハイデイ日高の社外取締役であります。当社との特別な利害関係はありません。
- ・取締役 堀内 晃氏は日本冶金工業株式会社の顧問であります。当社との特別な利害関係はありません。
- ・取締役 菅野 雅貴氏は菊地総合法律事務所のパートナー弁護士であります。当社との特別な利害関係はありません。
- ・監査役 加藤 英樹氏は税理士法人おおぞら総合会計事務所の税理士及び米沢商工会議所の会頭であります。当社との特別な利害関係はありません。
- ・監査役 木南 麻浦氏はさなみ法律事務所の弁護士、株式会社ノエビアホールディングスの社外取締役、ソースネクスト株式会社の社外監査役、株式会社アグリメディアの社外監査役及び株式会社ポピンズの社外取締役（監査等委員）であります。当社との特別な利害関係はありません。

## ② 主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	石田 徹	2025年6月26日就任以降、当事業年度に開催された取締役会11回のうち11回に出席いたしました。証券会社や企業経営において培われた豊富な経験及び幅広い見識を有しております。その経験をもとに、取締役会では積極的に意見を述べており、経営の監督と経営全般への助言など、社外取締役に求められる役割・責任を十分に果たしております。
社外取締役	堀内 晃	2025年6月26日就任以降、当事業年度に開催された取締役会11回のうち11回に出席いたしました。大手メーカーの製造部門の経営責任者として、製造分野のみならず企業経営における経験及び幅広い見識を有しており、その経験をもとに、取締役会では積極的に意見を述べており、経営の監督と経営全般への助言など、社外取締役に求められる役割・責任を十分に果たしております。
社外取締役	菅野 雅貴	2025年6月26日就任以降、当事業年度に開催された取締役会11回のうち11回に出席いたしました。弁護士としての経験及び幅広い見識を有しております。その経験をもとに、取締役会では積極的に意見を述べており、経営の監督と経営全般への助言など、社外取締役に求められる役割・責任を十分に果たしております。
社外監査役	加藤 英樹	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。公認会計士及び税理士としての知識・経験をもとに、経営についての意思決定や代表取締役の業務執行などに対して客観的かつ公正な発言を行っております。
社外監査役	木南 麻浦	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。弁護士としての知識・経験をもとに、経営についての意思決定や代表取締役の業務執行などに対して客観的かつ公正な発言を行っております。

## (4) 責任限定契約に関する事項

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

## (5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社のすべての取締役及び監査役であり、被保険者がその業務遂行に伴う行為に起因して損害賠償請求された場合、損害賠償金及び訴訟費用を当該保険契約により填補することとしております。なお、当該保険契約について、保険料は当社が全額負担しております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、保険契約上で定められた免責事由に該当する場合には填補の対象としないこととしております。

## 4 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称	有限責任監査法人トーマツ
(2) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	33,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、(2)の金額には、これらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、会社法第427条第1項の契約を締結しております。当該契約の内容の概要は次のとおりです。

監査契約の履行に伴い生じた当社の損害について、有限責任監査法人トーマツに故意又は重大な過失があった場合を除き、有限責任監査法人トーマツの会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として当社から受け、又は受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額をもって、当社に対する損害賠償責任の限度とする。

### (4) 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 36,540千円

### (5) 解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することができないと判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

# 計算書類

## 貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>20,291,479</b>
現金及び預金	10,837,928
受取手形	69,194
電子記録債権	1,432,937
売掛金	3,453,713
製品	1,511,017
仕掛品	1,154,261
原材料	1,084,115
前払費用	113,410
未収入金	599,347
その他	37,385
貸倒引当金	△1,833
<b>固定資産</b>	<b>7,443,523</b>
<b>(有形固定資産)</b>	<b>4,709,254</b>
建物	2,457,123
構築物	512,824
機械及び装置	785,889
車両運搬具	2,210
工具器具及び備品	189,377
土地	604,920
リース資産	17,116
建設仮勘定	139,791
<b>(無形固定資産)</b>	<b>334,282</b>
借地権	8,960
電話加入権	12,726
ソフトウェア	240,113
ソフトウェア仮勘定	72,482
<b>(投資その他の資産)</b>	<b>2,399,986</b>
投資有価証券	1,558,393
出資金	519
長期前払費用	10,252
差入保証金	337,123
会員権	29,910
保険積立金	175,634
繰延税金資産	285,097
その他	3,055
<b>資産合計</b>	<b>27,735,002</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>6,188,222</b>
買掛金	2,283,259
短期借入金	633,332
1年内返済予定長期借入金	220,999
リース債務	5,028
未払消費税等	305,718
未払金	814,108
未払法人税等	817,810
未払費用	158,157
前受金	40,999
預り金	169,937
賞与引当金	810,000
<b>固定負債</b>	<b>1,227,908</b>
長期借入金	150,301
リース債務	13,990
退職給付引当金	918,747
役員退職慰労引当金	103,742
資産除去債務	41,126
<b>負債合計</b>	<b>7,416,130</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>19,371,851</b>
<b>資本金</b>	<b>2,124,550</b>
<b>資本剰余金</b>	<b>1,476,817</b>
資本準備金	531,587
その他資本剰余金	945,230
<b>利益剰余金</b>	<b>17,633,080</b>
その他利益剰余金	17,633,080
繰越利益剰余金	17,633,080
<b>自己株式</b>	<b>△1,862,596</b>
<b>評価・換算差額等</b>	<b>947,020</b>
<b>その他有価証券評価差額金</b>	<b>947,020</b>
<b>純資産合計</b>	<b>20,318,871</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>27,735,002</b>

## 損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額
売上高	26,491,090
売上原価	16,372,337
売上総利益	10,118,752
販売費及び一般管理費	6,001,563
営業利益	4,117,189
営業外収益	87,202
受取利息及び配当金	40,308
受取賃貸料	5,276
保険配当金	4,253
受取補償金	9,210
助成金収入	9,643
その他	18,509
営業外費用	34,532
支払利息	11,345
売上債権売却損	14,684
閉鎖工場等関連費用	5,440
その他	3,062
経常利益	4,169,858
特別損失	52,583
固定資産除却損	52,583
税引前当期純利益	4,117,275
法人税、住民税及び事業税	1,150,008
法人税等調整額	34,902
当期純利益	2,932,363

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

株式会社かわでん  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

仙台事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員  
公認会計士 菊池寛康

指定有限責任社員  
業務執行社員  
公認会計士 高橋達朗

### <計算書類等監査>

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社かわでんの2025年4月1日から2026年3月31日までの第105期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することに

ある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第105期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当事業年度の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び従業員ならびに会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当事業年度の監査の方針、監査計画等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の従業員と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議にオンライン形式も活用して出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において、業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。  
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人「有限責任監査法人トーマツ」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月29日

株式会社かわでん 監査役会

常勤監査役 **長 沼 正 光** ㊞

社外監査役 **加 藤 英 樹** ㊞

社外監査役 **木 南 麻 浦** ㊞

以 上

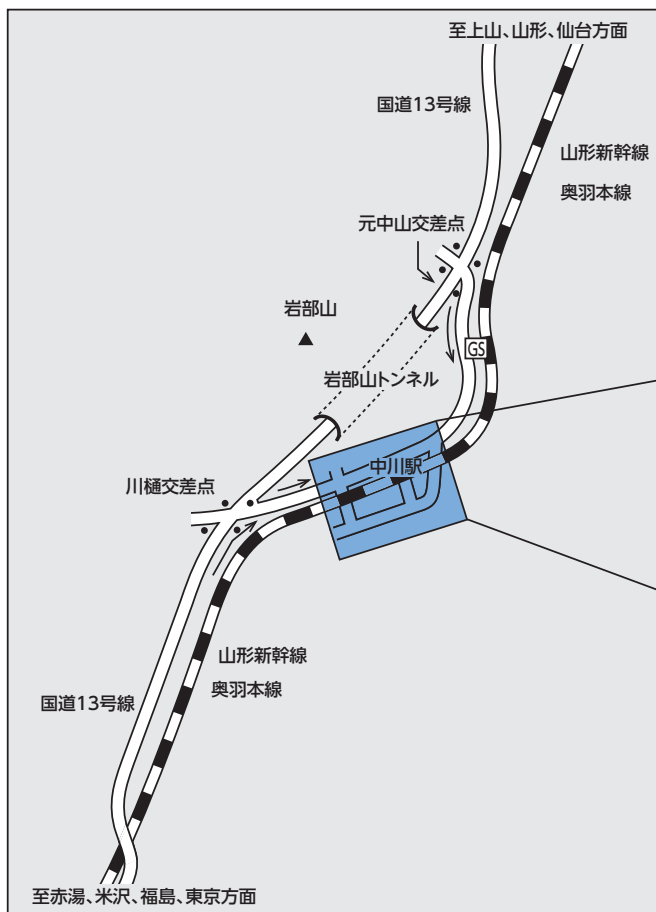
# 定時株主総会会場ご案内図

会場

山形県南陽市小岩沢225番地 当社本社  
TEL 0238 (49) 2011

交通

JR奥羽本線中川駅徒歩1分  
JR山形新幹線赤湯駅からタクシーで15分



拡大図

